

用語の解説

1 医療施設調査

(1) 医療施設の種類

病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

精神科病院 精神病床のみを有する病院

結核療養所 結核病床のみを有する病院（埼玉県には、平成20年10月1日現在なし）

一 般 病 院 上記以外の病院

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第4条）

医 育 機 関 学校教育法において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

(3) 病床の種類

病床の種類は、従来「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」及び「その他の病床（通称：一般病床）」の4種とされていたが、平成13年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床（療養型病床群を含む。）」は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成15年9月から、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」の5種に改められた。

精 神 病 床 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感 染 症 病 床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床

結 核 病 床 結核の患者を入院させるための病床

療 養 病 床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

経過的旧その他の病床 旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第141号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成15年8月までの経過措置）

経過的旧療養型病床群 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成15年8月までの経過措置）

介護療養病床 療養病床のうち、「介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

2 病院報告

在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

外来患者

新来、再来、往診、巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数（※）}}$$

※ 平成20年は366日

1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数（※）}}$$

病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{（月間日数 × 月末病床数）の1月～12月の合計}} \times 100$$

平均在院日数

$$\frac{\text{年（月）間在院患者延数}}{1/2 \times [\text{年（月）間新入院患者数} + \text{年（月）間退院患者数}]}$$

従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいう。

常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間}}{\text{医療施設で定めている1週間の勤務時間}}$$